

## 国保運営方針の位置づけ

- 平成30年度の国保制度改革後以降、県が財政運営の主体となったことに伴い、県・市町村とともに国保事業の**安定的な財政運営、広域的及び効率的な運営**の推進を図るため、**国民健康保険法に基づき策定する方針**

## 現行方針の対象期間

R3年度からR5年度の3か年 (第2期)

### (主な記載事項)

法定の必須項目 (法第82条の2第2項関係)	法定の任意項目 (法第82条の2第3項関係)
<ul style="list-style-type: none"><li>① 国保の医療費・財政見直し</li><li>② 保険料の標準的な算定方法に関する事項 (保険料水準の統一に対する事項含む)</li><li>③ 保険料の徴収の適正な実施に関する事項</li><li>④ 保険給付の適正な実施に関する事項</li></ul>	<ul style="list-style-type: none"><li>⑤ 医療費適正化に関する事項</li><li>⑥ 市町村が担う事務の効率化、広域化の推進に関する事項</li><li>⑦ 保健医療サービス・福祉サービス等に関する施策との連携に関する事項</li><li>⑧ 施策の実施のために必要な関係市町村相互間の連絡調整等</li></ul>

※ 現行の**本県国保運営方針**では、**法定の必須項目・任意項目すべて記載**しています。  
また、方針の構成についても、**国策定要領**に沿って作成しています。